

総務常任委員会会議録

令和7年12月1日

寒川町議会

出席委員 佐藤委員長、小泉副委員長
山田委員、橋本委員、太田委員、茂内委員、廣田委員、横手委員、関口委員
岸本議長

説明者 菊地町民部長、水越スポーツ課長、木内副主幹、山仲主査
大八木選挙管理委員会事務局書記長、栞原主任主事
伊藤総務課長、椎野副主幹、濁川人事課長、遠藤副主幹

案 件

(付託議案)

1. 議案第78号 寒川町営プール及び寒川町営さむかわテニスコートの指定管理者の指定について
2. 議案第79号 寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわの指定管理者の指定について
3. 議案第81号 田端スポーツ公園の指定管理者の指定について
4. 議案第69号 寒川町議会議員及び寒川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

(付託陳情)

1. 陳情第20号 庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情
2. 陳情第21号 職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用および行政の政治的中立性確保を求める陳情

午前9時00分 開会

【佐藤委員長】 おはようございます。ただいまより総務常任委員会を開催いたします。

本日の案件は、次第のとおり、付託議案4件、付託陳情2件でございます。

委員会に入る前に、傍聴の方が2名希望されておりますけれども、入室の許可をしてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【佐藤委員長】 また、付託議案の内容につきましては、先日の本会議場で提案説明がございましたが、再度内容を説明いただき、質疑、討論、採決の順に進めてまいりたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、執行部が入室するまで暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

それでは、議案第78号 寒川町営プール及び寒川町営さむかわテニスコートの指定管理者の指定につ

いてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

菊地町民部長。

【菊地町民部長】 皆様、おはようございます。町民部から3件の付託議案の審査をお願いいたします。それでは、付託議案1、議案第78号 寒川町営プール及び寒川町営さむかわテニスコートの指定管理者の指定についてご説明させていただきます。この議案につきましては、本会議でご説明させていただいているところですが、改めて説明させていただきます。説明につきましては、水越スポーツ課長から、質疑等は出席職員で対応させていただきますので、ご審査のほどよろしくをお願いいたします。

【佐藤委員長】 水越スポーツ課長。

【水越スポーツ課長】 それでは、議案第78号 寒川町営プール及び寒川町営さむかわテニスコートの指定管理者の指定について説明いたします。寒川町営プールについては、リニューアルオープンした令和3年度より、寒川町営さむかわテニスコートについては、リニューアルオープンした令和5年度より指定管理者制度を導入し、現在まで運営しているところがございます。両施設共指定管理期間が令和8年3月末にて終了することに伴い、来年度以降も指定管理者による施設の運営管理とすることから、寒川町公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき公募し、候補者を選定しましたので、その指定についてご審議いただくものでございます。

それでは、タブレット資料1-1 議案第78号寒川町営プール及び寒川町営さむかわテニスコートの指定管理者の指定についてをご覧ください。公の施設の名称は、寒川町営プール及び寒川町営さむかわテニスコート、指定管理者の候補者は、共同事業体でハヤシグループでございます。共同事業体を構成する代表企業は、神奈川県茅ヶ崎市に本社を置く株式会社ハヤシ、構成員は、同じく茅ヶ崎市に本社を置く株式会社林水泳教室でございます。指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、そして提案理由は、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

資料2ページから8ページは、共同事業体を構成する2団体の履歴事項全部証明書、9ページから12ページは、共同事業体協定書となっております。

タブレット資料1-2資料1結果概要、答申、審査結果をご覧ください。指定管理者候補者選定結果についての概要でございます。令和7年10月3日に開催されました令和7年度第4回寒川町指定管理者選定委員会において申請のありました1団体によるプレゼンテーションを実施、そしてその後外部委員4人を含む9人の委員による審査が行われました。選定に当たりましては、審査基準が設けられておりまして、本件については、委員1人当たり235点満点、合計で2,115点満点の採点により候補者の順位が決定されるものでございます。そして審査の結果、同グループが1,615点を獲得し、標準点を上回った同グループが、本件の候補者として選定されました。

資料の2ページをご覧ください。こちらは寒川町指定管理者選定委員会から町長に宛てられた審査の結果についての答申でございます。

続きまして、資料の4ページをご覧ください。採点の結果でございます。採点基準につきましては、応募が1団体のため、他団体との比較ができないことから、標準点を定め、これを超えることが候補者となる条件といたしました。標準点の算出方法でございますが、採点は5段階評価で行い、中央値に当

たる標準的であるという評価の3点を選定委員9名が全項目において評価した場合の合計得点1,269点、2,115点満点の60%に当たる点数を標準点と定め、審査を行った結果、合計点が1,615点、満点の約76%となり、標準点を上回ったため議案にございますハヤシグループが候補者として選定されたものでございます。評価項目におきましては、同様類似の業務の実績を有しており、成果を上げているかといった部分などが評価されたものでございます。

続きまして、タブレット資料1-3資料2募集要項、仕様書、審査基準、リスク分担表、備品一覧をご覧ください。資料1ページから12ページが、指定管理者公募の際の募集要項、13ページから18ページが、業務仕様書、19ページが審査基準、20ページが管理する備品の一覧表でございます。

次に、タブレット資料1-4資料3申請書、協定書、法人概要、事業実績書をご覧ください。資料1ページは、ハヤシグループより提出された申請書でございます。

資料2ページをご覧ください。こちらはハヤシグループを構成する株式会社ハヤシと株式会社林水泳教室が申請に当たりまして、令和7年9月12日に締結した共同事業体協定書でございます。

資料5ページをご覧ください。業務の分担につきましては、株式会社ハヤシが総括業務及び運営維持管理に関する事を、株式会社林水泳教室が自主事業に関する事を受け持つことになります。

資料6ページ、7ページにつきましては、両法人の概要で、8ページ以降につきましては、創立から現在の沿革、そしてこれまでの事業実績等が示されたものでございます。実績としましては、湘南エリアを中心にプール、体育館、フィットネスジムなどの運営業務といった事業も手がけております。

続きまして、タブレット資料1-5資料4事業計画書をご覧ください。なお、これから事業計画書の概要について説明いたしますが、企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものにかかる部分につきましては、選定者の意向によりマスキングをしておりますので、ご了承ください。

それでは、資料2ページをご覧ください。当事業計画は、指定管理者選定委員会の採点項目に沿った9つの項目で構成されております。内容としては、1つ目が、設置目的の効果的な達成、2つ目が、経費の削減、3つ目が、安定した管理運営体制について、4つ目が、個人情報の取扱い、5つ目が、地域の活性化、6つ目が、平等な利用確保について、7つ目が、施設の特性に応じた事業内容の提案、8つ目が、実績や経験、9つ目が、ネーミングライツについて記載されております。

最後に、町営プールは令和3年度に、寒川町営さむかわテニスコートは令和5年度にリニューアルオープンしてから、これまで利用者が増加しております。町の新たなスポーツ拠点として機能していると考えられます。今後も民間企業の活力を生かしながら町民の皆様の健康増進に努めてまいりますので、よろしくお願ひします。

なお、プールとテニスコートについては、この指定管理で統合いたしております。

以上で議案第78号 寒川町営プール及び寒川町営さむかわテニスコートの指定管理者の指定についての説明を終わります。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入りたいと思います。質疑はありませんか。
山田委員。

【山田委員】 3点ほどお聞きします。まず、今回の契約に関して応募が1件だったということでありまして、これについての町の見解というのはどのような見解なのかお願ひします。

あと、この計画書の72分の10ページ、職員研修ということでありませうけど、この中でいろんな研修をされているということですが、寒川町の人材育成方針を入れたり、公務員に近い内容もいろいろとやっているとありますが、それについての町の見解をお願いします。

あと、それから72分の20ページで、自主事業とか、収支の関係で差額を寒川町に還元するということがあつたけど、これに関してどのようになっているのか、黒塗りで分からないところがあつたので、それについてをお願いします。それに関連して、自主事業というものは除くということで、自主事業というのは事業者さんの利益になるとありますが、それについての状況をお願いします。

以上です。

【佐藤委員長】 水越スポーツ課長。

【水越スポーツ課長】 まず1点目の応募者が1団体のみであつたという見解についてでございますけれども、こちらについては、事前に十分にホームページ等で周知をしました。また、指定管理の終わりの時期に差しかかるに当たって、そういったことに興味があるところから、いわゆる営業という形で問合せ等はございました。また、以前に問合せ等があつたところなどにもお声かけというか、そろそろ指定管理の公募が始まりますので、ご興味ありましたらというような逆営業ですか。そういった形のお声かけをしましたが、これは全国的な指定管理制度の課題のようではございますけれども、一旦決まってしまうと、基本的には次の更新のときに応募が、今やっている1社しか手を挙げないという例が多いというような課題があると聞いておりますので、そういった点はあつたのかなとは思っております。ただ、1社でございますけれども、審査については、先ほど説明で申し上げましたとおり、しっかり審査しておりますので、少ないからといってという部分はないのかなと思っております。

2点目の研修についてでございますけれども、こちらについては、当然企業のノウハウ、また現行のところ引き続きというところでございますけれども、そこについては、実績上ユーザーさんからの評判もいいとこちらは受け止めておりますので、しっかりと研修が引き続きされるものと考えております。また、自主事業などの事業計画の黒塗りの部分については、前の指定管理者の選定のときにも話題になつたところがございますが、黒塗りの内容までお話ししてしまうと、企業としてはノウハウがつまびらかになっていまして、これを開示してしまうと、また次のよりよい提案がしにくくなってしまうのかなというところで、内容については説明は省かせていただきたいと思つています。

還元実績につきましても黒塗りになっているのかなと思つてはございますけれども、こちらについては、実績でございますので、これまでのモニタリングの中でもしっかりと利益については還元していただいているものと捉えてございます。

以上です。

【佐藤委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず1点目ですが、応募が1団体ということで、これに関しても全国的にそういう傾向があるということで、最初に入った会社がどうしてもノウハウをいろいろ持っているので、5年ごとの更新となると、もし委託会社が替つた場合、また引継ぎとかいろいろと問題があるのかということとは重々感じると思いますが、これに関して本来ならこういうことだつたら、逆に言うと、町直営で、今働いている職員さんたちも公務員として雇うべきじゃないかと私は思うんですが、それについての

見解をお願いします。あと収支差額と町に対しての還元ということで、事業者さんの意向でということで、公開できないということですけど、実際還元のお金に関しては、いずれ決算とか、そういうところで報告というものが出ることかどうか、そういうところについてお願いします。

以上です。

【佐藤委員長】 水越スポーツ課長。

【水越スポーツ課長】 まず、1点目の引き続きとなった部分について、あるならば、きちんと直営でやるのと変わらないのではというところでございますけれども、じゃ、寒川町直営でやった場合にできないことというのが、まず指定管理者の企業、会社の中でのノウハウが利用できなくなるのかな、我々が目にしているあそこの指定管理者だけは見えていますけれども、その裏には林水泳教室と株式会社ハヤシ、その部分のほかの現場で培ったノウハウがございます。そういったものが利用できなくなる部分があります。利用者から好評を受けている部分については、そこに非常に多い部分があるのかな、また自主事業のアイデア等々も、なかなか我々では実現できないもの、そういった自主事業の資材の用意も町ではなかなか難しい部分がございます。

あとは、指定管理者であるならばということであると、ほかの現場からの人材の融通があります。やはり繁閑がありますので、そういったところの融通については指定管理者のほうがよろしいのかなと考えております。

また、事業の還元でございます。還元については、モニタリング等々でもですし、それぞれ決算がございますので、そこでということで、ただ、ここで黒塗りにしているのは、一覧化している部分がございますので、その部分がマスキングした理由だと捉えてございます。

以上でございます。

【佐藤委員長】 他にはございますか。

関口委員。

【関口委員】 資料1-2結果概要、答申、審査結果の関係についてお伺いしたいんですけど、管理選定委員会がどのようにこれを捉えたかということでお伺いしたいんですけども、また、継続と言ったらおかしいですけども、またハヤシさんにと、こういう話で提案されていますけども、ここでいう満点と標準点と得点と3つあるんですけども、この中で、倍率はともかくとしても、評価として数字があるんですが、今回満点の2,115点からすると、得点が1,615点、約500点、満点からすると点数が満たされていないわけですけども、満点を取るというのは簡単なことじゃないし、あり得ないことだろうと私は思っておりますけども、ただ、500点の差は、標準点のオール3であればいいのかということでもないし、オール4であればいいのかということでもないとは僕は思っておりますけども、特にプールの関係、それからテニスの関係を含めて、今回またハヤシさんをお願いするような提案に今なっておりますけども、実際にマイナス500をどうやって生かしていくかということが行政の、また選定委員会の課題であろうという気がするんですね。ただ、標準点を超えている、1,615点取っているから、だから大丈夫なんだということじゃなくして、いかに町民サービス、またいろんな意味での安全を確保してもらうためにも、500点をどうやって高めていくかということが、選定委員会としてどのようにハヤシさんに伝えて、課題として提案しながら、さらなる安全性と町民サービスにつなげる、こういうところに視点を置かない

と、指定管理の向上というのがないのかなと、こういう感じがするんですが、選定委員会の評価としてこの点数が出たんですけども、実際にお願ひするに当たってどのような形で課題を提案して、さらにグレードを上げていく、こういう動きをしていかないと、私は点数を超えたからそれでいいんだということじゃないと思っていますので、なるべく満点に近いところに持っていくということが、行かないとは思っていますけども、高めていくということが大事ですし、それが安全につながるし、それから町民サービスにつながっていくと思っていますので、そういった意味で委員会の中でどういう結論で、どういう形でハヤシさんに課題を提案していくか、こういうところが大事だと思うんですが、その辺についての見解をいただけますか。

【佐藤委員長】 水越スポーツ課長。

【水越スポーツ課長】 まず、評価のポイントですけども、皆さんのお手元に点数表が4ページにあると思いますけれども、よかったところ、悪いところを点数で一目できると思いますが、先ほど申し上げた同様類似のという部分ですね。8-1は、多く点数が入っております。また、ほかの部分でも多く評価されているところがあると思います。審査の内容についてですけども、細かい部分は、議事録が非公開になっているところもございますので、つまびらかにすることができませんので、この点数表からここは高評価だったんだと読み取っていただければと思います。

また、標準点等々の関係でございますけども、確かに満点と比べてしまいますと、500点低いというところがございますけども、この標準点そもそもが、普通よりも高めの設定でございますので、そこから逆に346点上回っていると捉えていただければと思います。ただ、そういう中でも伸び代が500点近くあるところがございます。こちらについては、本日の審査で決定ということになったならば、この後協定を結んで実際の業務が開始になります。となると、今後協定を結ぶための協議をしていくこととなります。その中でよかったところはより伸ばしていただきたい、また悪かったところ、ここは先ほどのとおり、細かい審査の内容についてはつまびらかにできませんけども、さらに協定を結ぶに当たって、ここはもう少しよくなるかといったところで、まず協定の中で弱点という、ちょっと極端な言い方ですけども、その部分を補えないかというお話を、協定を締結していきたいと思っています。

また、事業が始まっても、その後モニタリングがありますので、その中でしっかりとフォローしていければと考えてございます。

以上です。

【佐藤委員長】 関口委員。

【関口委員】 要は私が聞きたいのは、選定委員会できちっと課題をハヤシさんに投げかけているかということを知りたいんですよ。現状で満足してしまったのでは私はいけないと思っていますので、課題を提案して、さらに高めてもらうということをしっかりやっていただきたい、マイナス500点というのは数字上での話をしているだけであって、さらなる安全の部分と、特にプールの場合について本当に安全性が高まっていくと困るし、この前も言いましたけども、ハヤシさんについていただいている方たちも熱中症対策をしっかりやっていただかないと、運営側も、そういうこともやっていただかないといけないと思うし、いろんな意味でグレードを上げていくことが大事だと思いますので、そういった意味で課題をしっかりハヤシさんに提供して、少しでも高めてくださいと、評価しているこ

とは点数を見ればハヤシさんは分かっていると思いますから、だけど、それで満足するという行政側の立場であっては私はいけないなと思いますので、きちっとその辺を指定管理を受ける側にしっかりと伝えていくということが大事なことではないかなと思いますので、その点はしっかりしていただければいいと思っていますので、その辺についての見解をもう一度いただけますか。

【佐藤委員長】 水越スポーツ課長。

【水越スポーツ課長】 選定委員会の意見、また審査の内容でございますけども、こちらについては選定委員会からハヤシグループに直接お伝えする機会というのはございませんけれども、所管課であるスポーツ課が審議の内容、それから今、関口委員のおっしゃった大事だということについては、しっかりと伝えて、改善すべきところは改善、伸ばすところは伸ばしていただくように今後運営していく中、また協議をしていく中でお伝えしていきたいと考えております。

以上です。

【佐藤委員長】 関口委員。

【関口委員】 了解です。併せて利用者さんの意見をしっかりと受け止めて、行政として全てを伝えるということは必要ないと思いますけども、選別していただいて、指定管理者に伝えていく、これが非常に大事なことです。利用者さんの意見というものをしっかりと行政が受け止めて、そしてそれをまた伝えていく、こういう形をとってもらいたいなと思いますので、運営と併せて利用者の意見というものも伝えていくということが大事だと思いますので、その点もひとつよろしくお願ひしたいと思ひますので、グレードを上げていただきたいということです。よろしくお願ひします。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、議案第79号 寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわの指定管理者の指定についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

菊地町民部長。

【菊地町民部長】 次に、付託議案2、議案第79号 寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわの指定管理者の指定についてご説明させていただきます。本議案につきましては、提案時に説明させていただいておりますが、改めて説明させていただきます。説明に当たりましては水越スポーツ課長から、質疑等は出席職員で対応させていただきますので、ご審査のほどよろしくお願ひいたします。

【佐藤委員長】 水越スポーツ課長。

【水越スポーツ課長】 それでは、議案第79号 寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわの指定管理者の指定について説明いたします。寒川総合体育館については平成24年度より、パンプトラックさむかわは平成30年度より指定管理者制度を導入し、現在まで運営しているところでございます。両施設共指定管理期間が令和8年3月末にて終了することに伴い、来年度以降も指定管理者による施設の運営管理とすることから、寒川町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第2条の規定に基づき公募し、候補者を選定しましたので、その指定についてご審議いただくものでございます。

それでは、タブレット資料2-2 議案第79号寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわの指定管理

者の指定についてをご覧ください。公の施設の名称は、寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわ、指定管理の候補者は、共同事業体でシンコースポーツ・静岡ビル保善共同事業体でございます。共同事業体を構成する代表企業は、東京都中央区に本社を構えるシンコースポーツ株式会社、構成員は、静岡県静岡市に本社を構える静岡ビル保善株式会社でございます。指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、そして提案理由は、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

資料2ページから13ページは、共同事業体を構成する2団体の履歴事項全部証明書、14ページから18ページは、共同事業体協定書となっております。

タブレット資料2-2資料1結果概要、答申、審査結果をご覧ください。指定管理者候補者選定結果についての概要でございます。令和7年10月3日に開催されました令和7年度第4回寒川町指定管理者選定委員会において、申請のありました1団体によるプレゼンテーションを実施、そしてその後外部委員3人を含む8人の委員による審査が行われました。選定に当たりましては審査基準が設けられており、本件につきましては、委員1人当たり235点満点、合計で1,880点満点の採点により、候補者の順位が決定されるものでございます。そして審査の結果、シンコースポーツ・静岡ビル保善共同体が1,391点を獲得し、本件の候補者として選定されました。

資料2ページをご覧ください。こちらは、寒川町指定管理者選定委員会から町長に宛てられた審査の結果についての答申でございます。

資料4ページをご覧ください。採点の結果でございます。採点基準につきましては、応募が1団体のため他団体との比較ができないことから、標準点を定め、それを超えることが候補者になるという条件といたしました。標準点の算出方法でございますが、採点は5段階評価で行い、中央値に当たる標準的であるという評価の3点を選定委員8名が全項目において評価した場合の合計得点1,128点、1,880点満点の60%に当たる点数を標準点と定め、審査を行った結果、合計点が1,391点となり、標準点を上回ったため、議案にございますシンコースポーツ・静岡ビル保善共同事業体が候補者として選定されたものでございます。

評価項目におきましては、サービスの向上に意欲的に取り組む姿勢があるか、また緊急時の体制及び対策は適切に計画されているかといった部分などが評価されました。同事業体は、採点項目のうち全てにおいて標準点を上回っており、満点の約74%に当たる評価となっております。

続きまして、タブレット資料2-3資料2募集要項、仕様書、審査基準、リスク分担表、施設管理一覧をご覧ください。資料1ページから17ページが指定管理者の公募の際の募集要項、18ページから24ページが、業務仕様書、25ページがリスク分担表、26ページが審査基準、27ページが管理する備品の一覧表でございます。

次に、タブレット資料2-4資料3申請書、協定書、法人概要、事業実績書をご覧ください。資料1ページは、同事業体より提出された申請書でございます。

資料2ページをご覧ください。こちらは事業体を構成するシンコースポーツ株式会社と静岡ビル保善株式会社が申請に当たりまして令和7年9月4日に締結した共同事業体協定書でございます。

資料6ページをご覧ください。業務の分担につきましては、シンコースポーツ株式会社が運営事務に

関する業務、自主事業に関すること、静岡ビル保養株式会社が維持管理に関することを受け持つこととなります。

資料7ページ以降につきましては、両法人の概要、そしてこれまでの事業実績等が示されたものでございます。実績といたしましては、北海道から九州まで体育施設を中心とした施設の管理運営実績があり、大規模運動施設の管理運営、トレーニング教室、介護予防、健康づくりといった事業も手がけております。

続きまして、タブレット資料2－5資料4事業計画書をご覧ください。なお、これから事業計画書の概要について説明いたしますが、企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものに係る部分につきましては、選定者の意向によりマスクングしておりますので、ご了承ください。

それでは、資料2ページをご覧ください。当事業計画は、16の項目で構成されております。主な内容としましては、町の現状、抽出した課題、こういったものを踏まえた上での基本的な方針を定めたもの、サービス等を向上させるための方策、トレーニングルームのリニューアルなど同事業体独自の提案事業、オープンから25年がたっていることより生じている施設の修繕等を効率的に行うための維持管理計画、避難場所にもなることを踏まえた危機管理に対する方策等が記載されております。

最後に、寒川総合体育館、パンプトラックは、寒川町のランドマーク的な存在としてスポーツをはじめ多くの方々が集う場所として機能しております。指定管理というメリットを最大限に生かし、サービス向上による利用促進と経費節減を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上で議案第79号 寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわの指定管理者の指定についての説明を終わります。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありますか。

山田委員。

【山田委員】 先ほどのプールと同じような質問になってしまうんですけど、まずは応募団体が1団体だったということについての見解をお聞きします。あと2点目なんですけど、181分の19ページなんですけど、指定管理者業務を行うにあたっての基本方針のページを見てみますと、構成団体の経営状況とか、そういうものが黒塗りになっていきますけど、その中で、下に公共事業に軸を置いた安定的な経営ということでもありますけど、このことに関して指定管理を受けることによって会社が安定した経営ができると思われるんですけど、黒塗りなわけですから、全然状況は分からないわけなんですけど、実際企業さんを守るための黒塗りがあまりにも多過ぎると思うんですけど、どっちにしろ、公共事業を受けて安定的な経営をするということで、自治体が企業を支援していると捉えてもおかしくないのかなと思うんですけど、その点についての見解をお願いします。

以上です。

【佐藤委員長】 水越スポーツ課長。

【水越スポーツ課長】 まず、応募についてでございますけれども、これも先ほどと同じように、こちらとしては広く、また時に積極的に周知、応募の動機づけ等々を図ったところでございますけれども、先ほどと同じように、どうしても現在の指定管理者がいると、なかなか手を出しにくいという部分があったのかなというところはございます。こちらについては、国の指定管理についてのステートメントに

も課題として一文挙がっているところがございますので、町は町、そして制度全体を考える国等々のところでそういった課題は、また今後引き続き検討されていくのかなと考えております。ただ、1団体でございますけれども、先ほどの審査でございますけれども、しっかりと審査をしておりますので、能力については十分あると考えております。

また、財政基盤でございますけれども、まず選定委員会での審査を経て、またそれ以前にそれぞれの企業が会計監査を受けてやっているところがございますので、また審査委員さんの中には公認会計士さん等々も入っておられますので、まず財務体制についてのチェックは十二分にされているところがございます。また、公共で彼らの経営を支援しているのではないかとこのところでございますけれども、当然先方も営利企業でございますので、きちんと利益が生み出せる、それがしっかりとまた住民サービスの質の担保になると考えてございます。1企業の支援という形で指定管理をやっているところではございません。こちらとしても、先ほどの直営にもなっておりますけれども、指定管理のほうがメリットがあると考えて、指定管理にお願いしている部分もございますので、ご理解いただければと思います。

以上です。

【佐藤委員長】 山田委員。

【山田委員】 まず1点目ですけど、応募団体1団体ということで、先ほどもお答えもいただきましたけど、どうしても継続すると1社に絞られてくるということでもあります。ただ、指定管理者を選定するに当たって、競争の原理というのを利用することが最初にあったと思うんですけど、それがなかなかできなくなる、継続的な指定管理者の選定になってくるのかなと思います。それに関してはいろんなことが危惧されるものがあるんじゃないかなと思います。あと、2問目ですけど、指定管理者を受ける企業さんは、やっぱり利益を追求する会社ということが答弁に出ましたけど、そうすると利益を上乗せすると、どこかで利益を取るための自主事業とか、いろいろとあると思うんですけど、そういうところも出てくると思います。そういうところを町民の方もよく見ていまして、企業さんは利益をどんどん出しているのかと、それに関して本来直営であれば、いろんな事業の継続等もできると思うんですけど、それについての見解をお願いします。

以上です。

【佐藤委員長】 水越スポーツ課長。

【水越スポーツ課長】 こちらは1社ということで、競争原理が働かないのではというところがございますけれども、モニタリングという制度がございます。その中で前の議題で関口委員もおっしゃっていましたが、こちらとしては非常に厳しいモニタリングでも要求等々をしております。となると、それに応えていくのも非常に努力されている部分だと思います。そういったところもございまして、確かに固定化するという課題はありますけれども、そんな中で競争原理が働きにくい構造はあっても、こちらでモニタリングをしっかりすることによって、サービスの品質というものは担保できているのかなと考えております。

また、そういった中で、こちらもしっかりとモニタリングしていきますので、利益優先にならないよというところは、我々以上に指定管理者も気をつけている部分でございますし、還元もしっかりとやっていただいておりますし、今回も非常によい還元の提案もございまして、それについてもしっかりと

と我々と同等か、それ以上にお客様、利用者に目を向けているところもしっかりと評価して、今回も選定させていただきましたので、ご理解いただけますでしょうか。

以上です。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

廣田委員。

【廣田委員】 2点お伺いします。まず、資料2-2の4分の4ページなんですけども、ここで審査結果の点数がいろいろ出ている中で、1の(4)ですね。他にない斬新で魅力的な事業内容が提案されているかといったところで、これが標準点を1点上回っているだけなんです。全体的で見ると一番低い点数になっちゃっているんですけど、まさにこれは指定管理を行っていただく面で考えると、ここが結構いい点が取れていないと、どうなのかなといったところがあるんです。

これは冒頭、課長から、体育館とパンプトラックというのがランドマークという、町としての役割も担うんだといったところであれば、この辺の考え方というのが、新たな提案がされていた中での話なのか、そして町としてどういう考えがあるのかといった部分が1つです。

それと資料2-3ですね。27分の5ページで、収入と支出が何年かにわたって挙げられているんですけども、ここでいずれもマイナスなのがパンプトラックなんです。この部分というのは、これも冒頭ご説明の中で営利としてという企業は、その辺も追求しなきゃいけないといった中で、これはシンコーさんでどう今まで捉えていたのか、そして今度新たにその辺の向上策というのが示されているのかどうか、そして元よりこれを基本的には管理、監督するのは町なので、町としてのその辺の考え方というのを伺います。

【佐藤委員長】 水越スポーツ課長。

【水越スポーツ課長】 まず採点でございますけども、斬新な提案というところでございます。ほかにない提案、新たな提案ですね。こちらについては、確かに提案内容は黒塗りの部分が多くございますが、拝見した結果、確かにいろいろアイデアは今もやっていただいている、大分やり尽くした感はあるのかなというところではございました。ただ、それについて先ほどの議題で関口委員がおっしゃったように、これから協定を結ぶ中で、ここが弱点だった、弱かったよというところはしっかりとお伝えして、その提案のとおりでなく、提案をさらに強化した形で協定を結んで指定管理を5年間よろしく願いますということをやっていきたいと考えてございます。

また、自主事業、特にパンプトラックは、数字を見ると低調と客観的に分かるところでございます。こちらについて、これからの指定管理でございますけど、現状をお話すると、夏の利用がどんどん落ち込んでいるという部分があって、地球温暖化で一言で片づけてしまう問題ではないのかなと思いますけれども、夏が非常に暑くて誰も使わないという部分が結構多い、また、どうしてもコースに慣れてしまうというのがありまして、うまくなればなるほど違うコースをやってみたいところがあると、指定管理者が利用者から聞いたものを聞いております。ただ、なかなかコースの変更ができないところもありますので、またこれも協定の中で自主事業としてもっとしっかりとやるのであれば、コースは、ハードはいじれなくてもソフト面でいろいろなアイデアを出せないかといったところをまた指定管理者となったならば、彼らと話していきたいと思っています。

以上です。

【佐藤委員長】 廣田委員。

【廣田委員】 内容は分かりました。1点目については、当初は斬新なのがあったんだよと、それが安定的な運営に移っているの、安定指向になっているの、じゃ、その辺を見れば新たなという評価にはならないねというだけの話で、裏側はそういうことだと捉えていいんですよね。分かりました。

それと2点目については、分かりました。気象条件とか、いろいろある中で、でも、慣れてきちゃったといった部分については、それが可変できるようなコース設定とか、一応移動式みたいにはなっているじゃないですか、置いてあるので、固定式じゃなくて。その辺は新たな企画として、シンコーといろいろ協議しながらやったほうがいいのかなどは思うんですけど、いずれも要望ということで。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

太田委員。

【太田委員】 基本的なところを1点お伺いしたいと思います。この評価で、満点の6割を超えていれば合格点というか、そういう感じだと思うんですけども、これは全国的に見ると、6割、7割、この辺が多いのかなと思うんですけども、今回3つ議案が出ている中で、78号もそうですけど、7割を超えているので、7割にしたところで合格していくのかなと思うんですけども、6割という設定の方法は、継続していくことで緩やかになっていかないのかなというのが心配で、監査結果を見ても、かなり厳しいご意見があったりする中で、そういったことがしっかり改善されているのかとか、そういったところがきちんとモニタリングの中で評価されているのかを考えると、6割をずっと続けていくというよりは、7割を評価点にしているところも自治体であるようなんですけども、そういった基本的な考えというのは、寒川町としてどのように捉えているのかお聞かせいただけますでしょうか。

【佐藤委員長】 水越スポーツ課長。

【水越スポーツ課長】 指定管理者への対応でございますけども、指定管理者にあつては、当然これまでの回答でも申し上げますけども、弱点は弱点としてしっかりと、逆に伸び代という形で捉えて、こちらもそれを伸ばす、指定管理者もそれを補っていくような対話を常にやっていきたいと思っています。また、採点の在り方、審査の在り方でございますけども、今回はこの件は指定管理審査会は過ぎたものでございますけども、今後指定管理の審査をするに当たって、審査の在り方については所管しております資産経営課、また庁内でそういったところの共有、それから課題、そういったものにしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

以上でございます。

【佐藤委員長】 太田委員。

【太田委員】 前回は1社だったような気がしました。今回も1社ということで、指定管理者制度そのものが、先ほど来、課長にご説明いただいているように、現在運営していただいているところ以外に手が挙がりにくい状況という中で、厳しくすれば、より厳しくなっていくのかなと思いますけれども、安全性第一だったり、また利用者さんのことを考えていくと、その辺をしっかりと捉えていかないといけないのかなと思うと、寒川町がどういう基準で選定していくか、しっかりと確認させていただきたかったので、今回質問させていただきました。私も多くのご相談をいただきながら、すぐ対応していただい

ることは、していただいているので、指定管理の方々に対しても、素早い対応かなとは思っておりますけれども、その辺は継続の指定管理者だからこそ、しっかりとやっていただきたいなという思いがありますので、またよろしく願いいたします。意見で結構です。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。

続きまして、議案第81号 田端スポーツ公園の指定管理者の指定についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

菊地町民部長。

【菊地町民部長】 町民部スポーツ課の最後の案件になりますが、付託議案3、議案第81号 田端スポーツ公園の指定管理者の指定についてご説明させていただきます。こちらにつきましては、本議案の提案時に説明させていただいておりますが、改めてご説明させていただきます。説明につきましては、水越スポーツ課長から、質疑等は出席職員で対応させていただきますので、ご審査のほどよろしく願いいたします。

【佐藤委員長】 水越スポーツ課長。

【水越スポーツ課長】 それでは、付託議案3、議案第81号 田端スポーツ公園の指定管理者の指定について説明いたします。田端スポーツ公園については、平成28年度より指定管理者制度を導入し、現在まで運営しているところでございます。指定管理期間が令和8年3月末にて終了することに伴い、次年度以降も指定管理者による施設の運営管理とすることから、寒川町公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例第2条の規定に基づき公募し、候補者を選定しましたので、その指定についてご審議いただくものでございます。

それでは、タブレット資料3-1 議案第81号田端スポーツ公園の指定管理者の指定についてをご覧ください。公の施設の名称は、田端スポーツ公園、指定管理の候補者は、共同事業体で静岡ビル保善・シンコースポーツ共同事業体でございます。共同事業体を構成する代表企業は、静岡県静岡市に本社を構える静岡ビル保善株式会社、構成員は、東京都中央区に本社を構えるシンコースポーツ株式会社でございます。指定の期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間、そして提案理由は、地方自治法第244条の2第6項の規定により提案するものでございます。

資料2ページから12ページは、共同事業体を構成する2団体の履歴事項全部証明書、14ページから17ページは、共同事業体協定書となっております。

タブレット資料3-2資料1結果概要、答申、審査結果をご覧ください。指定管理者候補者選定結果についての概要でございます。令和7年10月3日に開催されました令和7年度第4回寒川町指定管理者選定委員会において申請のありました1団体によるプレゼンテーション、そしてその後の外部委員3人を含む8人の委員による審査が行われました。選定に当たりましては、審査基準が設けられており、本件につきましては、委員1人当たり235点満点、合計で1,880点満点の採点により候補者の順位が決定されるものでございます。そして審査の結果、シンコースポーツ・静岡ビル保善共同事業体が1,374点を獲得し、標準点を上回った同事業体が本件の候補者として選定されました。

資料2ページをご覧ください。こちらは寒川町指定管理者選定委員会から町長に宛てられた審査の結果についての答申でございます。

資料4ページをご覧ください。採点の結果でございます。採点基準につきましては、応募が1団体のため他団体との比較ができないことから、標準点を定め、それを超えることが候補者となる条件といたしました。標準点の算出方法でございますが、採点は5段階評価で行い、中央値に当たる標準的であるという評価の3点を選定委員8名が全項目において評価した場合の合計得点1,128点、1,880点満点の60%に当たる点数を標準点を定め、審査を行った結果、合計点が1,374点、満点の約73%に当たるものとなり、標準点を上回ったため、議案でございます静岡ビル保善・シンコースポーツ共同事業体が候補者として選定されたものでございます。

なお、審査項目9については、ネーミングライツについてでございますが、こちらについては、提案がなかったため標準点を得点としております。評価項目につきましては、同様類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか、また団体の経験基盤が安定しており、管理運営を継続的かつ安定的に行うことが可能かといった部分などが評価されたものでございます。

続きまして、タブレット資料3-3資料2募集要項、仕様書、審査基準、リスク分担表、施設管理一覧をご覧ください。資料1ページから13ページが、指定管理者公募の際の募集要項、14ページから18ページが、業務仕様書、19ページがリスク分担表、20ページが審査基準、21ページが施設管理一覧でございます。

次に、タブレット資料3-4資料3申請書、協定書、法人の概要、事業実績書をご覧ください。資料1ページは、同事業体より提出された申請書でございます。

資料2ページをご覧ください。こちらは事業体を構成する静岡ビル保善株式会社とシンコースポーツ株式会社が、申請に当たりまして令和7年9月4日に締結した共同事業体協定書でございます。業務の分担につきましては、第11条に示されており、静岡ビル保善株式会社が管理運営業務全般の統括業務、維持管理業務全般を、シンコースポーツ株式会社が自主事業等に関することを受け持つこととなります。

資料8ページ以降につきましては、両法人の概要及びこれまでの事業実績等が示されたものでございます。実績としましては、代表企業の静岡ビル保善株式会社は、本社のある静岡県を中心とした東海圏にて数多くの管理運営実績があり、大規模運動施設の管理運営はもちろん、大規模公園の維持管理業務、入浴施設の維持管理運営などといった幅広い事業を手がけております。

続きまして、タブレット資料3-5資料4事業計画書をご覧ください。なお、これから事業計画書の概要について説明いたしますが、企業の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものに係る部分については、選定者の意向によりマスキングしておりますので、ご了承ください。

それでは、資料2ページをご覧ください。当事業計画は16の項目で構成されております。主な内容としては、目指すべき姿を記載した指定管理業務を行うに当たっての基本方針、各種事業の開催や地域の特性に応じたサービスを向上させるための方策、利用者目線の施設整備の維持管理計画、危機管理に対する方策等が記載されております。今後も民間企業の活力を生かした管理運営を行い、町民の健康増進に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

以上で、議案第81号 田端スポーツ公園の指定管理者の指定についての説明を終わります。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

山田委員。

【山田委員】 これも先ほどの議案と同じような質問になってしまうんですけど、まず1点目は、応募が1団体ということの見解をお聞きします。これに関しては総合体育館と同じ会社が入れ替わっているだけなんですけど、それに関して1社だったという見解についてお伺いします。次ですけど、60分の9ページで、指定管理者業務を行うに当たっての基本方針というのがありますけど、これに関しての構成団体の経営状況と、またそして先ほども質問しましたけど、公共事業に軸を置いた安定的な財政基盤ということが書いてありますけど、これに関して先ほどと多分同じ答弁になると思うんですけど、一応質問しておきますので、お願いします。

【佐藤委員長】 水越スポーツ課長。

【水越スポーツ課長】 こちらも1団体ということで、新規の応募のハードルが高い部分になっているのかなと感じております。ここも審査の中で、どうしても我々も更新という形でバイアスがかかってしまうところもございますので、新規と更新の応募者がもし出てきたときには、いろいろと気をつけなきゃいけない部分もあるかなと考えております。ただ、基本的には出てきた団体について、1団体であっても厳選な審査をしてございますので、十分住民サービスにも気を遣っていただいてというところも、きちんと審査した上で候補者としておりますので、ご理解いただければと思います。

また、基本方針等々の事業計画でございますけども、決して一企業に対して支援をするといったところもございませんし、経営基盤についても、有識者もいらっしゃる審査会でそれなりの審査を行いますので、その点についてもしっかりと見極めた上で候補者としておりますので、ご了解いただければと思います。

以上です。

【佐藤委員長】 山田委員。

【山田委員】 分かりました。取りあえず1問目で、どうしても懸念もあるということでありましたけど、これに関しては、私たちの立場としては、継続してやるんだったら町営で、今働いている人たちを直接雇っていくという方針のほうが安定した運営もできるんじゃないかと考えております。

あと、公共事業に軸を置いた安定的な財政基盤ということで、先ほども言いましたけど、企業に対しての利益供与ということになってくるのかなと思います。これに関して本来なら直営でやるべきだと、最初経費の削減が目的で指定管理者制度を始めていると思うんですけど、こうなりますと、どんどん経費も増えていくんじゃないかというところがありますので、それについての見解をお願いします。

【佐藤委員長】 水越スポーツ課長。

【水越スポーツ課長】 応募者も固定化しているという部分については、制度自体はこちらでは変えられないところもございますけれども、その制度の課題等々を補えるような公募方法についてもまた所管課と研究したいと思っております。また、継続して指定管理であれば、直営のほうがよろしいのではないかとといったご意見もいただきましたけれども、引き続き指定管理者でやっていこうと考えてございますのも、指定管理者は、利用者から丁寧でサービスもよいという評価もいただいているからこそ、引き続き指定管理でお任せしていきたいなと考えているところもございますので、それについてはしっかりと、

議会の皆様もそうですけど、利用者の皆様に指定管理でいいねという部分をもっと伝わってほしいかなと思っていますので、そうなるように今後協定に向けて指定管理者と対話をしていきたいと思っております。

以上です。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、これをもって質疑を終結いたします。お疲れさまでございました。暫時休憩いたします。再開を10時半にしたいと思っております。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、議案第69号 寒川町議会議員及び寒川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。本議案についての説明を求めます。

大八木書記長。

【大八木選挙管理委員会事務局書記長】 皆様、こんにちは。早速ではございますが、先日本会議におきまして提案させていただきました付託議案4、議案第69号 寒川町議会議員及び寒川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正につきまして、ご審議をよろしくお願いいたします。

今回の一部改正につきましては、公職選挙法政令の一部が改正されたことに伴いまして、本条例で定めている選挙公営の負担額を改めるものでございます。なお、説明は私からさせていただきますが、ご質問等につきましては、同席している職員を含めて対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、資料につきまして、タブレット04-1 議案第69号をお開きいただきたいと思います。

初めに、本条例の制定の経緯について説明させていただきます。令和2年6月に公職選挙法が改正され、国、県及び市の選挙では、既に導入されていた選挙公営、これは候補者の選挙運動費用を国や地方公共団体が負担する制度のことですが、これが町村議会議員選挙及び町村長選挙にも拡大されることとなり、条例により公費負担ができることとなりました。そこで本町は、同年11月に本条例を制定いたしまして、選挙における立候補者の負担を減らし、資産の多少にかかわらず立候補者や選挙運動の機会を持てるよう環境改善を図りました。町村選挙における選挙公営の対象は3項目、1つとして、選挙運動用自動車の使用、2つ目として、選挙運動用ビラの作成、3つ目として、選挙運動用ポスターの作成にかかる費用となって、その負担額については本町では衆議院議員及び参議院議員の選挙公営を規定しております公職選挙法施行令の金額と同額といたしております。

条例制定の経緯は以上となります。

それでは、まず初めに、タブレット資料04-2 参考資料寒川町議会議員及び寒川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正の概要をご覧いただきたいと思います。1の改正概要でございますが、本年6月4日付で公職選挙法施行令が一部改正され、最近の物価変動等を踏まえて、衆議院議員及び参議院議員の選挙運動に関し、選挙公営の限度額が引き上げられました。これに伴い、寒川町議会議員及び寒川町長の選挙における選挙運動用のビラ及びビラの作成及び選挙運動用のポスター作

成の公営に要する経費の限度額を改定するため、条例の一部の改正を行うものでございます。なお、この選挙公営の単価につきましては、3年に一度の参議院議員通常選挙の年に見直しが行われております。

2の改正内容でございますが、今回の公営単価の具体的な改正内容を記載しております。今回対象となる区分といたしましては、選挙運動用ビラ1枚当たりの作成単価の限度額及び選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価の限度額の2点となります。表内の下線でお示しした箇所が、町の条例に規定されている改正前後の負担額に関わる部分でございます。

3の施行日につきましては、附則において公布日といたしております。

続きまして、一部改正の内容について新旧対照表により説明させていただきます。恐れ入りますが、タブレット資料04-1に戻っていただき、議案第69号の3ページ目新旧対照表をお開きください。まず、第8条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担額等について定めており、ビラ1枚当たりの上限単価を「7円73銭」から「8円38銭」に引き上げます。

次に、第11条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額等について規定しており、1枚当たりの作成単価を「541円31銭」から「586円88銭」に引き上げます。

最後に4ページをお開きください。附則でございますが、施行日は公布日といたします。条例の一部改正につきましては、以上でございますが、ご参考までに、このたびの一部改正を行って上限を引き上げた場合、選挙公営による選挙運動用ビラ及びポスター作成費の影響額が1候補者当たりどのくらい上がるのかを試算したところ、議会議員のビラにつきましては、公職選挙法に定める上限枚数である1,600枚を作成したと想定して条例に基づき算定した場合、改正前より1,040円の増額となります。また、ポスターにつきましては、公職選挙法に定める枚数の上限は、町内の掲示板の数79枚となりますので、条例に基づき算定した場合、改正前より3,634円の増額となります。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

【佐藤委員長】 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、質疑なしと認めます。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

本日総務常任委員会に付託された議案は質疑まで終了いたしました。この後討論、採決の予定でございますけれども、討論のための休憩についていかがいたしましょうか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、このまま進めさせていただきたいと思っております。

これより討論に入ります。議案第78号 寒川町営プール及び寒川町営さむかわテニスコートの指定管理者の指定について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 議案第78号 寒川町営プール及び寒川町営さむかわテニスコートの指定管理者の指定について反対の立場で討論いたします。公の施設は、住民の権利、福祉を増進する目的で利用している

施設です。また、民間のノウハウを活用して委託していくということで、経費を削減しようとしていますが、民間事業者は営利目的を基本としていることです。それから採算が合わなければ撤退する可能性もあります。町の公共事業、公共施設は町で運営し、人材を確保していくことが必要だということから反対といたします。

【佐藤委員長】 次に、賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 他に討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第78号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成多数であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第79号 寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわの指定管理者の指定について討論はありますか。まず反対討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 先ほどと同じような文面になりますけど、議案第79号 寒川総合体育館及びパンプトラックさむかわの指定管理者の指定について反対の立場で討論いたします。公の施設は、住民の権利、福祉を増進する目的で利用する施設です。民間のノウハウを活用して委託するというで経費の削減をしようとしていますが、民間事業者は営利目的を基本としています。採算が合わなければ撤退する可能性もあります。町の公共事業、公共施設は町で運営し、人材も確保することが必要ということから反対といたします。

【佐藤委員長】 続きまして、賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 他に討論はございますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第79号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成多数であります。よって議案第79号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第81号 田端スポーツ公園の指定管理者の指定について討論はありますか。まず反対討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 議案第81号 田端スポーツ公園の指定管理者の指定について反対の立場で討論いたします。先ほどと同じですけど、公の施設は、住民の権利、福祉を増進する目的で利用する施設です。民間のノウハウを活用して委託することで経費の削減をしようとしていますが、民間事業者は営利目的を基本としています。採算が合わなければ撤退する可能性もあります。町の公共事業、公共施設は町で

直接運営し、人材も確保することが必要だということから反対といたします。

【佐藤委員長】 続いて、賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 これをもって討論を終結いたします。

これより議案第81号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成多数であります。よって議案第81号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第69号 寒川町議会議員及び寒川町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について討論はありませんか。まず反対討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、討論なしと認めます。

これより議案第69号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成全員であります。よって議案第69号は原案のとおり可決されました。

続きまして、付託陳情の審査に入りたいと思います。

それでは、陳情第20号 庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情を議題といたします。まず、この陳情について事務局をもって朗読いたさせます。

亀井次長。

【亀井議会事務局次長】 それでは、陳情を読み上げさせていただきます。

陳情第20号 庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情。

令和7年11月11日。寒川町議会議長岸本 優様。神奈川県横浜市旭区四季美台55-6 ハラスメントから職員を守る神奈川民の会代表出井健三郎、鈴木光弥。

ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会（県民の会）は、令和5年から庁舎内における政党機関紙の勧誘が議員から職員へのハラスメントに当たり、政治的な中立性にも疑問があり、神奈川県各市町村に陳情を出して改善を求めてまいりました。神奈川県と16の市町村で陳情が採択され、それをふまえて神奈川県と8の市町でアンケートがおこなわれ、実態が明らかになりました。

神奈川県では6月会議で陳情が採択され、今年8月に管理職を対象に調査を実施。4名が心理的圧力を感じた、うち2名がハラスメント受けたと感じたと明確に回答しています。

なお、寒川町の実態調査では、勧誘を受けた34人のうち18人の職員が心理的な圧力を感じておりました。

ハラスメントを伴う政党機関紙勧誘は議員のモラルが疑われる重大事項であり、同時に、職員が庁舎内で政党機関紙を購読しお金のやりとりまですることは政治的な中立性から見て疑念がいだかれる行為です。

住民に公明正大に説明できない慣習をいつまでも引きずるべきではありません。職員個人の思想信条および政治的な自由を担保できる形で、庁舎内では原則中止（禁止）すべきと考え、改めて陳情いたします。

具体的な提案です。庁舎内で配達・集金・勧誘を原則中止（禁止）しても、購読希望する職員にとって問題がない社会環境になりました。

①議員による勧誘は庁舎内管理規定で明確に禁止されています。議員からの勧誘は、心理的圧力やハラスメントを生じさせる事が実態調査で確認されていますので、ハラスメント防止の観点から、電話を含め明確に禁止を確認する。

②（議員から勧誘されることなく）職員が自発的に購読希望する際は、自身でウェブサイト等から申し込むようにする。現在、しんぶん赤旗日曜版も含め各政党機関紙が電子化されています。また、集金もクレジット決済が可能です。職員は、庁舎内での配達・集金が生じない購読方法を選択することで、庁舎内の政治的中立性への疑念払拭に配慮する。

上記の実例として、群馬県渋川市では、ハラスメントへの懸念から議員から職員への全ての営業行為を禁止する事を申しあわせました。また、愛知県あま市や栃木県壬生町では、アンケート調査結果を踏まえて、全職員の政党機関紙契約を一旦白紙にし、自分の意志で購読したい方が再度申し込む方法で対応しました。

こうした実例を踏まえ、アンケート結果を重く受け止めて、以下の対応をお願いします。

陳情項目。

①ハラスメント防止の観点から、庁舎内における議員による政党機関紙の勧誘行為を禁止する旨を、改めて明確に確認し、徹底してください。

②心理的圧力を受けた結果、現在も購読を継続している職員への救済措置として、現行の契約を一旦すべて中止し、継続を希望する職員には改めて自発的意思に基づいて申し込む手続きを検討してください。

③職員が自発的に購読することは自由ですが、庁舎内の政治的中立性に疑念を生じさせないため、配達・集金を伴わない電子版購読、または自宅への配達とする方法に切り替えられるよう努めてください。

陳情者ですが、代表出井健三郎さんと鈴木光弥さんでございます。

以上です。

【佐藤委員長】 朗読が終わりました。この陳情第20号につきましては、陳情者の鈴木光弥氏から意見陳述を行いたい旨の申出がありましたので、これを許可します。

意見陳述者の移動のため、暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

では、これから意見陳述者から本陳情における趣旨説明をしていただきます。説明は、5分以内でお願いいたします。5分の時点でベルが鳴りますので、速やかに終了してください。

陳述者。

【鈴木陳述者】 こんにちは。鈴木光弥と申します。本日は総務常任委員会の場において、私どもの陳情を審議していただくことに感謝申し上げます。

2023年9月にも趣旨説明させていただき、陳情を審議していただきました。残念ながら委員会では不採択でした。帰り際に寒川神社に絵馬を奉納し、祈願したのがかなったのか、本会議では採択され、アンケート調査を実施したことに感謝申し上げます。

資料1枚目の全国でもいろいろな対応結果が出ています。また、資料2枚目は、神奈川県内の8市町村の調査結果です。相談はなかった、ゼロと言っていましたけども、しかし、アンケート結果はこれだけ出ています。結果のとおりの中で、また神奈川県でも4件が心理的な圧力を感じ、パワハラも2件あったと報告されています。また、寒川町のアンケートの結果の欄を見ていただきますと、回答した管理職49名のうち勧誘を受けた人が何と34名70%、さらに心理的な圧力を感じた職員は18名52.9%、今も購読している方が25名75%という結果が出ています。勧誘行為を行っている政党から許可申請が出ておらず、庁舎管理規則違反に当たるとされています。これが寒川町のアンケート結果です。寒川町もこの際しっかりとルールを決めてほしいと思い、今回の陳情を出すことにしました。

参考になる資料といたしまして3件添付させていただきました。1枚目は、資料3の群馬県渋川市議員から職員への勧誘行為を禁止しました。2枚目は、資料4枚目の栃木県壬生町24名の管理職のうち22名が購読していましたが、政治的な中立を町民から疑われることがないように一旦契約をやめて、本人が自発的に申し込むようにしました。3枚目は、資料5枚目の愛知県あま市も同じような対応をしました。

これらを踏まえて今回の陳情項目は以下の3点です。1つ目、庁舎内における議員による政党機関紙の勧誘行為を禁止する旨を改めて明確に確認し、徹底してください。2、職員への救済処置として、現行の契約を一旦全て中止し、購読を継続希望する職員は改めて自発的に購読するようにしてください。また、3番目、職員が自発的に購読することは自由ですが、庁舎内の政治的中立性に疑いを生じさせないため、配達・集金を伴わない電子版購読、または自宅への配達とする方法に切り替えられるように努めてください。

以上、3件です。

政党機関紙の購読を進めている議員の方々は、購読するのは本人の自由と言われますし、進めることは政治活動として許されていることであります。また、行政側も、弁当の配達と同じで頼んだ方の意思だからということと言われます。

これらのことから、全ての契約を一旦白紙にして、本人が自発的に申し込むことにしたら心理的な圧力を感じる人はいなくなると思います。今後いろいろな政党が出てくる可能性があります。その都度対応するのではなく、明確なルールを定めておけば町民のために汗して働いてくれる……。

失礼しました。時間になりましたので、誠実なる審議をお願いします。

以上で終わります。

【佐藤委員長】 ただいま趣旨説明が終わりました。これから委員からの意見陳述者に対する質疑を行います。質疑が終了したら、意見陳述者の方は傍聴席に移動していただき、委員による陳情の審査を行います。

それでは、意見陳述者に対し、委員の皆様から質疑等がございましたら、お受けしたいと思います。

山田委員。

【山田委員】 では、よろしく申し上げます。まず、2023年、令和5年8月に一度来ていただいて陳情していただきました。その中で、会の名前が前回は政党機関紙の庁舎内勧誘行為の自粛を求める神奈川県民の会から今回ハラスメントから職員を守る神奈川県民の会へと変更されたということになりますけど、それについてはどういうことで変更されたのかということをお伺いします。

続いてですけど、実際その会の方に町の職員とか、自治体の職員から相談があったのか、今回の陳情を全国でいろいろとやっていたらしゃいますけど、これに関して職員の方から相談があって動いたのかということについてお伺いします。

あと、禁止行為とか、今回これに関してありますけど、アンケートが事実なのかどうか、エビデンス、アンケートの結果が出ていますけど、それについての見解をお願いします。

以上です。

【佐藤委員長】 鈴木陳述者。

【鈴木陳述者】 前回の本会議で可決されたことによって、今回は、言い方は失礼かもしれないんですけど、ステップアップしたような、そのアンケートの結果を見て内容が出ていますので、そのために陳情の内容を、また会の名前も変えたとは聞いております。すみません。それは代表が決めたことで、私は詳しくは分からないんですけども、そういう話は聞きました。

2番目は、職員というか、私は寒川に知り合いがいて、それで前日も意見陳述のときに言わせていただきましたけども、その人からこういうことがあるんだということと言われて、私は横須賀なんですけども、それで、じゃ、寒川に行ってその辺を聞いてみましょうということがありました。知り合いがいたので、そういうこともありました。また3番目のアンケート、これは寒川町の管理者のアンケートの結果ですよね。だから、これは重要な内容だと思います。ましてや先ほど言った管理規則違反に当たりながら、庁舎内でアンケートの結果の中にカウンター内で12名、カウンター外22名ということは、庁舎内でやっているということですよ。それが違反していると、その内容があったので今回もう一度陳情し直さなきゃ駄目だという内容で今日伺った次第です。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

橋本委員。

【橋本委員】 鈴木さん、本日は陳述をしに来ていただきまして、ありがとうございます。

質問をさせていただきます。こちらは寒川町の対象管理職員55名中回答49名、回答率89.1%と、あと結果がこのように書いてあります。それで、これは、ごめんなさい、鈴木さんに聞いていいのかわからない部分もあるんですけども、こちらに書いていただいているので、勧誘行為を行っている政党から許可申請が出ておらずという、この文言なんですけれども、これは町からそういうお返事をいただいたと、そういう認識でよろしいのでしょうかね、というのと、あと庁舎管理規則違反に当たるとされたと

書いています。こちらも併せて、アンケートの結果は当然町でやっているわけですから、町の回答だと思うんですけども、この内容に関しては町からの回答というような認識でよろしいのでしょうか。

【佐藤委員長】 鈴木陳述者。

【鈴木陳述者】 あくまでもこれは議会で審議してもらって、アンケートをとってもらった内容をこちらの町から資料を頂きました。その結果ですので、それは間違いないと思います。ただ、そのことを今回のもう一つの庁舎内禁止の、その内容も確認したら、それは出ていますということでしたので、上げさせていただきます。

以上です。

【佐藤委員長】 橋本委員。

【橋本委員】 今のご回答ですと、町から正式にこの政党から許可申請が出ていないにもかかわらず勧誘行為をしている議員がいるということと、あとは寒川町の庁舎管理規則違反というものに該当すると、そういうお返事があったというような認識でよろしいのでしょうか。そういう回答があったという認識でよろしいでしょうかね。改めまして確認いたします。

【佐藤委員長】 鈴木陳述者。

【鈴木陳述者】 確認したところ、そういうふうに寒川町から確認を得ています。それでそういった内容を入れた陳述にさせていただいております。

以上です。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

茂内委員。

【茂内委員】 お聞かせいただきたいんですけども、政治的中立というのは大事なことだとは思いますが、アンケートの結果からお伺いいたします。寒川町では、2023年12月に18名の方が心理的圧力を感じていると書いてありますが、今回の陳情を通したときに、また新たに、今2025年なんですけども、アンケートをして、今の職員の方の状態が何人かときちんとまた出るとは思うんですけども、そういったことに関してこの陳情を通したことによって、改善がされていくというか、大げさですけど、救済じゃないんですけども、そういった意味では、そのようになっていくというお考えがあるのかお聞かせいただければと思うんですけども、お願いします。

【佐藤委員長】 鈴木陳述者。

【鈴木陳述者】 圧力を感じたが人18人いたとアンケートで答えていただきました。先ほど言った内容も含めてアンケートの結果、逆に聞いたかったのが1つあるんですけども、その後寒川町としてはどのように、また議員さんたちはどのようにこのアンケート結果を見て町民のために、また救済といって職員のために動いてくださっているのかというのは、はっきり言って私は分かっていませんし、私たちの会にもその結果は上がってきていません。ですから、それは今回の内容を通して、できればその時点で動いてもらえれば圧力を受けている職員の救済にはなったと思うんですけども、現実には分からないので、今回のを基にしてやってほしいということで上げさせていただきます。

以上です。

【佐藤委員長】 茂内委員。

【茂内委員】 お考えは、よく分かりました。私は個人的に、お一人でも困っているといいますが、いらっしゃったら、それは助けないといけないとは思いますが。ただ、今回の陳情を通すことによって、その方たちが心理的圧力がなくなる状態になるのであれば、これは大事なことだと思って聞かせただいたんですけれども、今、鈴木さんのお考えはよく分かりましたので、ありがとうございます。それを頭に入れながら検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

廣田委員。

【廣田委員】 資料の8分の4なんですけれども、職員へのアンケート結果を取りまとめられたのは鈴木さんですか。これは資料としては、町がしたんですか。それなら結構です。失礼しました。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、以上で質疑を終結いたします。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

この陳情の審査の進め方について、委員の皆様からのご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 執行部にも入ってもらって現状を確認したいと思いますので、お願いします。

【佐藤委員長】 執行部とは担当課ということでしょうか。委員の皆さん、どうでしょうか。今担当課に陳情に対する現状等を確認したいというような話が委員の方からございましたけれど、賛成ですか。

(「はい」の声あり)

【佐藤委員長】 じゃ、担当課をお呼びしていきたいと思っております。

それでは、暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいま陳情第20号の審査を行うに当たり、本陳情内容に関わる現状等について、担当課に分かる範囲で確認したい旨のご意見がありましたので、執行部より説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 それでは、概略ですね。陳情の内容について、概略について触れさせていただきたいと思っております。1点目、陳情項目、ハラスメント防止の観点からという内容がありますけれども、先ほど来アンケート調査ということで、町が実施した内容で、実際に職員が勧誘を受けたという状況は、その時点であったということは捉えています。その中で心理的圧力はありますけれども、それが我々庁舎管理者、そして人事の担当にハラスメントとして訴えがあったかどうかという、実態としては、そこまでとり着いているものはないというのが実情ではございます。

そして、政党機関紙の勧誘ですとか、庁舎内での配布と集金の関係です。庁舎管理規則では、禁止行為として5項目の規定がございますけれども、この中では明確に禁止行為といった形には現状はなっておりません。ただし、庁舎管理規則の中で、物品の販売、宣伝、勧誘、寄附金の募集、署名の収集その他これらに類する行為を行うことといったものは、申請及び許可が必要になっているという状況がございますので、庁舎内での政党機関紙の購読の勧誘、販売、集金等は、規則上は申請、許可が必要となる行為と捉えられるかと考えています。ただし、こちらにつきましては、現状の中では前回の陳情のときにも担当からご説明していますが、庁舎内における政治的中立性やその勧誘行為等が庁舎内で行われることにより、それは職員だけでなく、当然庁舎内で許可するということは、全体的な許可ということになってしまうので、そういう部分でも庁舎内の秩序の維持であったり、公務の円滑な遂行が妨げられるおそれもあるといった中で、許可をする考えは現状ありません。ないものとしします。

そして、2項目めの心理的圧力を受けた結果、現在も購読を継続している職員ですが、先ほどのアンケートの結果以降庁舎の中ではこれに関しての継続の調査とか、実態をその後は追いかけておりませんので、現在の状況としては把握はしていないといった状況です。

そして、3点目の職員が自発的に購読すること云々ですが、こちらにつきましても、その後アンケート調査後の職員の対応については、町庁舎管理者及び人事担当では把握しておりませんが、アンケートの結果を取りまとめて庁舎内に公表させていただいている部分はありますけれども、その中では議会にもそれぞれの対応についてお願いするとともに、職員についてもそういうものに切り替えていってほしいという検討をお願いはしている状況はございます。

概略は以上となります。

【佐藤委員長】 今執行部から現状の内容等々の説明がございました。質疑等がございましたらお受けしたいと思います。質疑はございますか。

山田委員。

【山田委員】 4点ほど伺います。先ほど説明の中で庁舎内の禁止事項ということでありましたけど、政治的な活動の自由というものが保障されていると思いますけど、それに関して禁止事項には該当しないということではありましたが、ただ、許可に関して申請もないということでしたけど、それに関して町の見解をお願いします。あと次、ハラスメントに関してですけど、今のところ前回アンケートをとった以降はないということがありました。それに関して町のさらに見解をお願いします。あとそれと、3つ目ですけど、特に規則の中でどういう項目で禁止事項としてあるのかというのを確認したいと思います。あとそれから政党機関紙以外にも庁舎内でいろんな販売行為があると思いますけど、それについて許可とか、そういうものを取っているのかどうか、申請を受けて許可を出しているのかということについてお願いします。

以上です。

【佐藤委員長】 山田委員、先ほどの説明の中で、物品の販売だとか、政治的中立性だとかというようなお話はされていましたが、重複した回答になろうかと思いますが、その辺はどうですか。確認したいと、じゃ、答弁をお願いします。

濁川人事課長。

【濁川人事課長】 順番が前後して大変申し訳ないんですけど、4ついただいたご質疑のうち2番、ハラスメントについての見解からお答えさせていただきます。政党機関紙の購読勧誘に関して、議員よりハラスメントを受けたという職員からの申出は今現在ございませんし、これまでもございません。先ほどのアンケートの中で心理的圧力を感じたという職員がいましたが、ハラスメントの事案として取り扱った事実等々はございませんので、よろしくをお願いします。

以上です。

【佐藤委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 それでは、まず1点目についてのお答えをさせていただきます。政治的自由というお話もございましたけども、先ほど申し上げましたように、現在庁舎内での勧誘、配達、集金、それらについては禁止とは先ほど申し上げたようになっておりません。ただし、販売、営業等に類するところ、本来は申請と許可の対象になると考えるところではありますが、本件については、当然我々職員が執務中の政治的中立性が求められていて、その場所である庁舎についても、当然そういうものは求められ得ると考えておりますし、実際にそれを許可してしまうということは、職員や管理職だけではなくて、当然全体への許可、それぞれを庁舎内でやるということは、来庁者への許可も含めて考えなければいけないというようなところでいきますと、庁舎の中でそういうことが行われていることは慎重に判断すべきと考えておる中で、現状は許可を出せるものではないと捉えております。

そして3点目は、規則というのは、ごめんなさい、これは今お話しした庁舎管理規則とダブってしまうのかなと思うんですが、そのお答えに代えさせていただければと思っております。

そして4点目、販売行為ですが、現実的にお弁当屋さんが、じゃ、注文を受けて配達する行為の一つ一つ庁舎管理規則上の申請を受けて許可を与えているかという、現実的にはございません。ただ、ほかの行為、個別に例を挙げるとあれですけれども、保険会社さんが庁舎の中でお昼休みとかに職員の方にお声がけをするといったような行為は、申請をいただいて許可をしているといった状況はございます。

以上です。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

橋本委員。

【橋本委員】 何点かお聞きいたします。今回対象が管理職員55名ということで、回答が49名、回答率が89.1%ということで、結構高い回答率だということでした。その中から町議から勧誘を受けた職員が34名ということで、約5割で、結構この数字は大きいと私は認識しております、心理的圧力が感じられるということで。今55名ということで、管理職だったんですけれども、実際そういう勧誘を受けられた方というのは、管理職だけとは限らないのかなと私は感じておまして、職員がたくさんいらっしゃいますので、この庁舎内にも、職員に対してのアンケートというのがなぜ行われなかったのかという点ですね。その点に関してお聞きしたいと思います。また、そのアンケートの内容なんですけれども、どういった内容になっているのか、例えば記述できるようなものになっているのかとか、ここにもパワハラの問題とかも出ていますけれども、言いたくも言えないような実際に圧力を感じているということで、回答も本当はしたくも出していないとか、そういったこともないとは言えないと思っておりますし、この18人というのは最低ラインなのかなと感じております。そういった中でアンケートの内容は記述され

ているのかとか、内容に関してまでは答えられないと思いますので、どういった内容であったとか、記述がされているのか、困り事をちゃんと受け止められているような状態になっているのか、その点に関してお聞きできればと思います。あと、許可が必要だというようなことだったんですけども、実際に機関紙を議員がやっていく上での許可が出ているのかということですね。その点に関してお聞きしたいと思います。

以上、お願いいたします。

【佐藤委員長】 濁川人事課長。

【濁川人事課長】 まず1点目のアンケートについてお答えさせていただきます。前回の陳情を踏まえまして、人事課においてアンケートを実施しております。そのアンケートにつきましては、令和6年1月9日から1月16日までの1週間をかけて全管理職、その当時55名でしたので、55名にアンケートを実施しております。自由に記述できる部分もありますが、勧誘を受けたことがありますかから始まって、どこで受けましたかと、あと圧力を感じましたかと、購読しましたかといったようなアンケートの設問に対してお答えをいただいております。その後なぜアンケートを行わなかったのかというお話がありました。庁舎内の全職員が見られる掲示板にアンケート調査の結果を周知させていただいて、そこで職員に対しては、依頼事項に関して周知させていただいております。また、議会に対しても議長、副議長に対してこのアンケート調査の結果を報告させていただいております。2点目のその内容で困り事といったご質疑がありましたが、先ほど答弁させていただきましたが、ハラスメントの事案としてはございませんし、それに対して困っているんだけどといった相談も特にないとといった状況であります。

1点目、2点目については以上でございます。よろしく申し上げます。

【佐藤委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 許可が必要であるということであるが、許可はどうかというご質問があったかと思いますが、こちらについては、申請及び許可をした事案というのはいりません。

以上です。

【佐藤委員長】 橋本委員。

【橋本委員】 ありがとうございます。私の質問の仕方がよくなかったのかもしれないんですけど、管理職の方55名に今回されたということだったと思います。ただ、こういったことは職員全員に最初からアンケートがなぜ行われなかったのかなという点を、まず、すみません、それをちょっと。最初だから段階的にそういう考え方があって、管理職にして、それから告知してというような今お話があったと思いますけれども、最初から全職員に対してそういうことをやるべきであるのかなと、なかなかそうしないと意見が集約できないのではないのかなと、実際に普通の一般職の職員のお気持ちとか、当然、課長とか部長さんは把握されていると思いますけれども、小さな声というのは、すごく大切なのかと思いますので、なぜそういう判断をされたのかという質問だったんですね。それに関してお聞かせいただければと思います。あと、許可とか申請がないと、先ほどほかのものは申請が許可されてやっていたということだったんですけど、議員の新聞とかに関しては、そういうのはないということで大丈夫なんでしょうかね。町の庁舎管理規則違反に該当しないのでしょうか。

【佐藤委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 先ほどお答えいたしましたように、実際に申請を受けた事案、そして当然許可をすることを考えていないので、申請がないし、許可もしてはなりません。それに対しては、特に何か問題があるとはもちろん捉えておりませんし、お答えがうまくできないんですけれども、実際に申請があった場合は、そういう形できちんと、これはこういう理由で許可しませんと、あくまで庁舎管理者としてのお答えをすることになろうかと思うんですが、現状そういう事案がないものですから、それは対応したことが現状ないといった状況にはなっております。

以上です。

【佐藤委員長】 遠藤副主幹。

【遠藤副主幹】 アンケートの件についてお答えさせていただきます。この当時令和6年1月9日から16日の間でアンケートを行ったのですが、このアンケートの内容というのが、もともとが圧力を感じているかどうかという部分がありましたので、圧力を感じる部分としては、管理職と判断いたしまして、この当時は管理職を対象にアンケートを行ったということになっております。

【佐藤委員長】 橋本委員。

【橋本委員】 申請がないから、そういったことはできないというようなお返事だったと思うんですが、ただ、実際に今回のアンケートの結果は、5割の方が圧力を感じていたと、こういった結果が出ているわけですよね。そういったものに対して、実際にそういう活動をされているということがあるからこそ、こういうことが起きているわけであって、その点に関して、町は、申請が出ていないにもかかわらず、こういうことが起きている現象に対して、どう対処を考えているのかお聞きいたします。あと、管理職だけが圧力を感じるようなものでもないのかなと私は思っていて、先ほども言いましたけど、一般職の方こそ、そういうことがあったとき、なかなか言いにくかったり、メンタリティでいろんなハラスメントの研修も町はやられていると思うんですよ。そういうところはすごく大事なのかなと、判断はどうなんでしょうか。私は最初から全体でアンケートをとるべきだったのではないのかなと思いますけれども、改めて見解をお聞きいたします。

【佐藤委員長】 遠藤副主幹。

【遠藤副主幹】 当時は、そういった考えから管理職ということで、やらせていただいたところなんですけれども、そのフォローではないんですが、先ほど人事課長からもお話しさせていただいたんですが、アンケート結果を踏まえて全職員に周知を行ったという回答をさせていただきました。この内容といたしましては、政治的中立性の確保の観点から、政党機関紙の購読契約を紙から電子版へ変更していただくことや受取場所の変更等についてご検討をお願いします、検討してくださいということを全職員に向けて行って、管理職以外についてもカバーできているのではないかと考えているところでございます。

以上です。

【佐藤委員長】 伊藤総務課長。

【伊藤総務課長】 実際にアンケートをした結果、そういう状況は確認された後に、庁舎管理者としてどうなのかというご質問なのかなと捉えましたが、実際庁舎管理者としては取締りをするといった状況を確認して、あなたは今やっているでしょうというようなことをする立場ではないと考えておりますので、そういう部分では実際にその後の状況で、もちろん私どもにそういう行為がされていて困ってい

るという、人事課と同じような内容になっちゃうかもしれませんが、寄せられれば何らかの対応は考えるかもしれませんが、現状そういう声がない中では、あえてそういうものを私どもで探してどうのこうのということは今はやっております。アンケートの結果については、当時の正副議長にもご報告はさせていただいているかと思しますので、その中で当然議会の皆様におかれても一定の配慮というものはされていらっしゃるのであろうなどは認識しているところです。

以上です。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

小泉副委員長。

【小泉副委員長】 2点ほどお伺いします。前回の陳情を受けて、アンケートをやって、その結果を全職員に周知もしたとお伺いしましたが、前回のアンケート、そして周知後、今回の陳情の文章にもありますが、心理的圧力やハラスメントというような言葉もありますが、これで、アンケート後の話ですけど、購読をそれまでしていた職員が、購読を断れないだとか、もしくはやめられないというような、そういう実態というのは現状町で把握はされているのでしょうか。逆に、やめたというような話もあつたりするのかどうか、その辺りをまず1点目としてお伺いします。あと2点目が、今回陳情項目の②に、心理的圧力を受けた結果、現在も購読を継続している職員への救済措置として、現行の契約を一旦全て中止し、継続を希望する職員に改めて自発的意思に基づいて申し込む手続を検討してくださいとありますが、契約を一旦全て中止しなさいということ町から職員に働きかけるということは、可能なのかどうかという点についてお伺いします。

【佐藤委員長】 濁川人事課長。

【濁川人事課長】 2点ご質問いただきました。2点共重複する部分がありますので、併せて答弁させていただきます。まず、アンケート調査の結果の周知については、先ほど答弁したとおりです。紙から電子版への切り替え、庁舎内ですできるだけそういう受渡しをしないでくださいというのを職員側、議会にも依頼をしているところでございます。そういった中で、その後職員が紙から電子に切り替える際に、一旦電子のものを購読する際には、その時点で自分で入力しないと購読ができないという形になりますので、そこで自分の意思が出ているものと認識しております。なので、紙から電子に切り替えた方については、圧力とかハラスメントとか、そういう話ではなく自分の意思で購読を続けているのか、その時点でやめた方がいるのかということになるかと思えます。そういった中で現状どうなんだといったご質問でございます。現状については、アンケート等を行っておりますので、現状は承知しておりますが、その時点で一回皆さんがリセットされたのかなと考えております。

以上でございます。

【佐藤委員長】 それでは、以上で質疑を終結させていただきます。お疲れさまでございました。暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

続きまして、陳情第21号 職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用および行政の政治的中立性確保を求める陳情を議題といたします。まず、陳情について事務局をもって朗読いたさ

せませす。

亀井次長。

【亀井議会事務局次長】 それでは、陳情を読み上げます。

陳情第21号。

令和7年11月11日。寒川町議会議長岸本 優様。東京都葛飾区東新小岩1-1-1-401自治労と自治労連から国民を守る党代表浜田 聡。事務局長小澤正人。

職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用および行政の政治的中立性確保を求める陳情。

陳情理由。

行政の政治的中立性は、地方自治体が住民の信頼を得て公正に運営されるための最も基本的な原則です。地方公務員法第36条は、職員の政治的行為を制限し、庁舎内における特定政党や議員・候補者への支援活動を禁止しています。

しかし一方で、職員団体（自治労・自治労連など）においては、組合費が給与から自動的に天引き（チェックオフ）され、その一部が上部団体を通じて特定政党・議員・候補者の支援活動や政治的活動に充てられているとの報告があります（討議資料3～6頁）。

この仕組みは、行政職員の給与支給事務という公的な財務システムを通じて、結果的に政治的活動を行う団体へ資金が流れる構造を生じさせており、「公金が政治目的に関与」しているように見える点で、適正性を欠くおそれがあります。

チェックオフは行政が給与システムを用いて組合費を一括徴収・送金することで、団体側が本来負担すべき事務手数料や振込手数料を免除する特定団体への便宜供与です。政治的活動を行ったり特定政党・議員・候補を支援する団体に対し、公的事務を通じて便宜を与えることは、「行政の政治的中立性を損なう」おそれがあります。

地方議会では、議員個人の会派費や政党支部費について給与天引きを廃止し、自主的な振込納付方式へ移行する事例も確認されています。

職員団体の組合費チェックオフについても、政治活動を行う、あるいは特定政党・議員・候補を支援・支持する団体においては、行政の給与支給システムからの分離が望ましく、各職員が自らの意思で振込や口座引落により納付する方式への移行を検討することが、公正で中立な行政運営の確保に資すると考えます。

一方、職員団体がチェックオフ制度の継続を希望する場合には、当該団体が庁舎内での政治的活動や特定政党・議員・候補の支援表明を控える配慮を行い、行政との協議を通じて、住民に政治的中立性への誤解を生まないよう透明性の構築に努めることが求められます。

あわせて、地方公務員法第52条により、労働組合（職員団体）への加入・非加入は完全に任意であり、職員個人の自由意思が最大限に尊重されなければなりません。しかしながら、近年もなお、加入・非加入や活動参加において、職員の自由意思が十分に反映されない事例が報告されており（討議資料8～11頁）、行政と職員団体は改めて職員個人の自由と意思決定の尊重を確認する必要があります。

以上の理由から、行政の労働組合（職員団体）によるチェックオフ制度の運用に際しては、

1. 行政の政治的中立性の確保
2. 地方公務員法第36条に基づく政治的行為の制限
3. 職員一人ひとりの組合加入・非加入、活動参加の自由の尊重

という三原則のもとで、制度的な矛盾や不透明さを排除することが求められます。

これらの原則が住民に十分理解・納得される形で提示・公開されるよう、関係者間で制度運用を丁寧に再確認し、必要に応じて見直し・合意形成を行ってください。

なお、広島県のウェブサイトに掲載されている「組合費のチェックオフの注意点」（討議資料12頁）に記載のとおり、チェックオフを運用するには、

①当該事業場の過半数組合（ない場合は過半数代表者）と行政との間で労使協定（同意文書）を締結すること

②個々の組合員から組合費支払の任意同意をうけること
の二条件が必要です。

これらが欠けている場合は「違法状態」と評価される可能性があるため、速やかに確認し、行政の政治的中立性および公金取扱いの適正性の観点から、疑念を生じさせないよう改善を求めます。

陳情項目。

1. 行政と職員団体の間で、チェックオフ（組合費の支給天引き）に関する明確な合意文書（労使協定または覚書等）が締結されているか確認してください。

未締結の場合は速やかに締結し、その内容・法的根拠・運用手順を公表、ないし情報公開制度により取得可能な状態としてください。

合意に当たっては、行政の政治的中立性に十分配慮し、チェックオフを利用する職員団体が、庁舎内において特定政党（議員・候補者を含む）への支援や政治活動への呼びかけを行わない旨を明確に約束してください。

2. 組合員一人ひとりが署名した「チェックオフ同意書」を行政が保管しているか確認してください。
未整備の場合は改めて個別同意を取得するとともに、チェックオフの利用・不利用、組合の加入・非加入および活動参加・不参加の自由が不利益取扱いなく保障されるよう、加入手続きおよび停止手続きの方法を明示してください。

3. 地方公務員法第36条の趣旨に基づき、庁舎・設備・資金を政治活動に利用しないよう、職員に対して政治的中立性を保持する義務の内容を、職員研修や通知等を通じて明確に周知徹底してください。

以上です。

【佐藤委員長】 朗読が終わりました。この陳情の審査の進め方について、委員の皆様にご意見をお伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

山田委員。

【山田委員】 現状担当課からの説明をお願いしたいと思います。

【佐藤委員長】 委員の皆さん、今、山田委員から担当課の現状確認ということがございましたけれど、そのような進め方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

【佐藤委員長】 それでは、暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

ただいま陳情第21号の審査を行うに当たり、本陳情内容に関わる現状等について、担当課に分かる範囲で確認したい旨のご意見がありましたので、執行部より説明をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

濁川人事課長。

【濁川人事課長】 陳情項目に沿って現状を報告させていただきたいと思っております。まず、行政と職員団体間のチェックオフ、給与天引きについて現状を報告させていただきます。まず、組合費のチェックオフにつきましては、寒川町一般職の職員の給与に関する条例第3条の2で、給与からの控除といった項目がございます。そちらに基づいてチェックオフ、いわゆる天引きをさせていただいております。

2点目としまして、給与天引きの開始とか停止でございます。こちらについては、組合の委員長から町長宛てにチェックオフ開始、停止についての依頼があり、人事課としては対応させていただいております。

また、3点目といたしますか、この中で個々の組合から委任同意は受けているのかといった部分でございます。組合にも確認させていただいたんですけど、職員が組合に加入するときに給与天引きをします。それで説明した上で、同意を受けて組合の加入申込書にご記入していただいております。組合員になっているといった現状がありますので、給与の天引きの開始についての依頼文を、先ほど説明したとおり、委員長から頂いておりますので、それに代わってやっておりますので、委任同意については受けていなく、チェックオフ同意書についても保管はしていないといった状況となっております。

また、最後に、陳情項目で、政治的な活動をしないようといった部分でございます。組合は民主的かつ自主的に運営を行う団体であるため、使用者が活動とか運営に介入することはできないと考えておりますので、先ほどの総務課で庁舎管理の規定に基づいてはなるかと思っておりますが、介入すべきではないと考えております。

以上でございます。

【佐藤委員長】 今執行部からの説明がございました。委員の皆さん、質疑がございましたらお受けしたいと思います。質疑はございますか。

山田委員。

【山田委員】 今の説明で、取りあえず法的には特には問題ないというところでよろしいのかなと、それと実際組合に対して行政から介入はできない、それに対してそういう見解でよろしいのかお願いします。

【佐藤委員長】 濁川人事課長。

【濁川人事課長】 すみません。私の現状の説明が至らなくて申し訳ないんですけど、組合は民主的かつ自主的に運営を行うから、使用者、いわゆる町が活動とか運営に介入することはできないと考えていると説明させていただきました。それがいいのか悪いのかというか、介入すべきじゃないといったことを現状として説明させていただいておりますので、よろしく申し上げます。

【佐藤委員長】 他に質疑はございますか。

橋本委員。

【橋本委員】 1点、私の理解が至っていないところがありまして、確認も踏まえてお聞きいたします。一般職の給与の条例で3条、給与の控除がされて、そういった形でチェックオフが進んでいるというようなことではあったかと思えます。これは条例に基づいてやっているということなので、これは陳情にも出ていますけど、行政の給与システムから分離することで、そういった形で公正中立な行政運営の確保につなげてほしいというような要望があるかと思うんですが、その点と、この場合でいうと、条例改正によってそういうふうになっているから、それに沿って進めているというような認識でよろしいんでしょうかね。給与控除しているということで、チェックオフに関してはやっているというような解釈でよろしいんでしょうか。説明いただければと思います、もう少し。

【佐藤委員長】 濁川人事課長。

【濁川人事課長】 すみません。寒川町一般職の職員の給与に関する条例第3条2、こちらに給与からの控除といった規定がございまして、それを適用して控除してございます。第3条の2で定められている以上、それで一応やっているんですけど、この陳情者から申しますと、政治的活動を行っている団体に対して控除するんだったら、合意文書なり何なりがあったほうがいいんじゃないかといった陳情内容になっているかと思えます。

以上でございます。

【佐藤委員長】 他にございますか。

小泉副委員長。

【小泉副委員長】 今回職員団体の組合費の給与天引き、チェックオフが焦点になっている陳情でございしますが、チェックオフの手続ですね。先ほども説明はありましたが、念のため確認させていただきますが、職員の団体に加入している方、していない方は、当然天引されることはないと思うんですが、その辺りはちゃんと同意に基づいて適正にチェックオフの手続というのをされているのかどうか、1点確認させてください。

【佐藤委員長】 濁川人事課長。

【濁川人事課長】 先ほども答弁させていただきましたが、団体の委員長名で町長宛てに依頼をいただいて、そこで開始とか、停止とかといった形で、適正に事務は遂行させていただいたといった部分でございまして。よろしく申し上げます。

【佐藤委員長】 それでは、以上で質疑を終結いたします。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

【佐藤委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

以上で、12月会議で本委員会に付託されました陳情につきましては、質疑まで終了いたしました。この後討論、採決の予定ですが、討論のための休憩はどうですか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、このまま進めていきたいと思えます。

これより討論に入ります。陳情第20号 庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情に対して討論はありませんか。まず反対討論がある方。

山田委員。

【山田委員】 今回庁舎内の政党機関紙の勧誘に関する陳情ですけど、これに関して現状ではハラスメントもないということでありました。また、庁舎内の施設管理規則違反ということも出ていましたけど、基本的には規則には対象としないと、ただ、許可は出ていないということでしたけど、これに関して一政党に対しての攻撃だと思しますので、これに関して受けるべきじゃないとして、反対といたします。

【佐藤委員長】 次に、賛成討論のある方。

橋本委員。

【橋本委員】 陳情第20号 庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情に関して、賛成の立場で討論いたします。この陳情の趣旨は、政党所属の議員がその立場を利用して強制的に購買させるようなことがあってはいけないということや、心理的圧力を与えて半ば強制的に販売させようとするものがあってはいけない行為であるということ踏まえ、また、さらに心理的圧力から保護するための措置を訴えている内容と思います。また、庁舎内では政治的中立性に疑念を抱かせないためにも、庁舎内での購買のやり取りを禁止、他手段に変更するよう求めているものです。アンケート結果からも、町議から勧誘を受けた職員34人のうち約5割18人が心理的圧力を感じているとあり、さらにアンケートの対象が管理職ということもあり、実際はこれ以上対象者が存在することは否定できません。

このような状況を踏まえ、また2023年令和5年9月会議、10月26日の本会議でも同様な陳情に対して議案第62号は認定されていることも踏まえ、本陳情の趣旨を受け止め、賛成討論といたします。

【佐藤委員長】 続きまして、反対討論のある方。

小泉副委員長。

【小泉副委員長】 陳情第20号 庁舎内における政党機関紙勧誘に伴う「心理的圧力」の調査結果を踏まえ、議員による勧誘禁止の確認と職員を心理的圧力から保護する為の措置を求める陳情について、反対の立場から討論させていただきます。まず、私も確認させていただきましたが、現状前回のアンケートの後、全職員に対してこの内容もしっかり周知するとともに、今回の陳情項目にもあるような電子版への購読、ないしは受取方法の変更ということは、町からも既に呼びかけが行われているという事実、そして、現時点で既に職員でも電子版への切替え等々というようなことが自由意思によって行われているという事実から、この陳情内容に関しては、現状では特に町としてはやれることはやっているので、これ以上やる必要がないのかなと判断いたしまして、反対とさせていただきます。

【佐藤委員長】 続きまして、賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 他に討論はございますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第20号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成少数であります。よって、陳情20号は不採択といたします。

続きまして、陳情第21号 職員団体の組合費給与天引き（チェックオフ）手続の適正運用および行政の政治的中立性確保を求める陳情に対して討論はありませんか。まず反対討論のある方。

山田委員。

【山田委員】 今回の職員団体の給与天引きの手続の適正運用及び行政の中立性確保を求める陳情についてですけど、これに関して担当課の説明もありましたけど、しっかりとやっているということでありました。ましてや町から組合に対して介入するべきじゃないと思いますし、ましてや議会からも介入することもいけないなと思います。そういうことで、今のところしっかりとやっているということから、これに関しては反対といたします。

【佐藤委員長】 続きまして、賛成討論のある方。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 他に討論はございますか。

(「なし」の声あり)

【佐藤委員長】 それでは、これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第21号を採決いたします。賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【佐藤委員長】 賛成なしであります。よって、陳情第21号は不採択といたします。

以上で、本日の議題は終了いたしました。

これもちまして総務常任委員会を終了いたします。お疲れさまでございました。

午前11時56分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 8年 2月 24日

委員長 佐藤 一夫